

定 款

平成 24 年 4 月 27 日制定

平成 24 年 11 月 30 日改正

第 1 章 総 則

(名称)

第 1 条 この法人は、一般財団法人建築物管理訓練センターと称する。

(事務所)

第 2 条 この法人は、主たる事務所を東京都荒川区に置く。

2 この法人は、理事会の決議をもって、従たる事務所を設置することができる。

第 2 章 目的及び事業

(目的)

第 3 条 この法人は、ビルメンテナンスに係る教育訓練及び講習等を通じて、有為な勤労者を養成し、もって職業の安定と勤労者の地位の向上を図るとともに、建築物の健全な環境の確保に寄与することを目的とする。

(事業)

第 4 条 この法人は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) ビルメンテナンスに係る職業訓練及び講習事業
- (2) ビルメンテナンスに係る前号以外の教育訓練及び講習事業
- (3) その他のこの法人の目的達成に必要な事業

2 前項の事業においては、日本全国において行うものとする。

(機関の設置)

第 5 条 この法人は、評議員、評議員会、理事、理事会及び監事を置く。

(公告)

第 6 条 この法人の公告は、電子公告により行う。

第3章 財産及び会計

(財産)

第7条 この法人の財産は、次に掲げるものをもって構成する。

- (1) 事業に伴う収入
- (2) 寄付金品
- (3) 財産から生じる収入
- (4) 財産目録に記載された財産
- (5) その他の収入

(財産の管理)

第8条 この法人の財産は、評議員会の決議に基づき理事長が管理する。

(事業年度)

第9条 この法人の事業年度は、毎年6月1日から始まり、翌年5月31日に終わる。

(事業計画及び収支予算)

第10条 この法人の事業計画書及び収支予算書については、毎事業年度開始の日の前日までに、理事長が作成し、理事会の決議を経て、評議員会の承認を得なければならない。

2 前項の書類のほか監査報告書を主たる事務所に5年間備え置き、評議員等の閲覧に供するものとする。またこれらの書類とともに、この定款を主たる事務所に備え置き同様の閲覧に供するものとする。

(事業報告及び決算)

第11条 この法人の事業報告書及び決算については、毎事業年度終了後、理事長が次の書類を作成し、監事の監査を受けた上で、理事会の承認を経て、評議員会の承認を得なければならない。

- (1) 事業報告書
- (2) 貸借対照表及び付属明細書
- (3) 損益計算書及び付属明細書
- (4) 財産目録及び付属明細書

2 前項の書類のほか監査報告書を主たる事務所に5年間備え置き、評議員等の閲覧に供するものとする。またこれらの書類とともに、この定款を主たる事務所に備え置き同様の閲覧に供するものとする。

第4章 評議員

(評議員)

第12条 この法人に評議員10名以上15名以内を置く。

(選任及び解任)

第13条 評議員の選任及び解任は、評議員選定委員会において行う。

- 2 評議員選定委員会は、評議員1名、監事1名、事務局員1名、次項の定めに基づいて選任された外部委員2名の合計5名で構成する。
- 3 評議員選定委員会の外部委員は、次のいずれにも該当しない者を理事会において選任する。
 - (1) この法人又は関連団体（主要な取引先及び重要な利害関係を有する団体を含む。以下同じ。）の業務を執行する者又は使用人
 - (2) 過去に前号に規定する者となったことがある者
 - (3) 第1号又は第2号に該当する者の配偶者、3親等内の親族及び使用人（過去に使用人となった者も含む。）
- 4 評議員選定委員会に提出する評議員候補者は、理事会又は評議員会が其々推薦することができる。評議員選定委員会の運営に関する必要な事項は、理事会において定める。
- 5 評議員は、この法人の理事、監事又は使用人を兼ねることはできない。

(評議員の任期)

- 第14条 評議員の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとし、再任を妨げない。
- 2 前項の規定に拘らず、任期の満了前に退任した評議員の補欠として選任された評議員の任期については、退任した評議員の任期が満了するまでとする。

(欠員)

第15条 評議員に欠員が生じた場合には、任期の満了又は辞任により退任した評議員は、新たに選任された評議員が就任するまで、なお評議員としての権利義務を有する。

(報酬等)

- 第16条 評議員には、その職務執行の対価として報酬を支給することができる。その額は、毎年総額が50万円を超えないものとする。
- 2 評議員には、その職務を行うために要する費用の支払いをすることができる。
 - 3 前2項に関し必要な事項は、評議員会の決議により「役員及び評議員の報酬並びに費用に関する規程」（以下「役員等の報酬及び費用に関する規程」という。）に定める。

第5章 評議員会

(評議員会)

第17条 この法人に、評議員会を置く。

2 評議員会は、すべての評議員をもって構成する。

(評議員会の職務及び権限)

第18条 評議員会は、次の職務を行う。

- (1) 理事及び監事の選任並びに解任
- (2) 理事及び監事の報酬等並びに評議員、理事及び監事の報酬等の支給基準の承認
- (3) 定款の変更
- (4) 事業計画及び予算の承認
- (5) 事業報告及び決算の承認
- (6) その他一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（平成18年法律第28号、以下「一般法」という。）に規定する事項に関する決議

(開催)

第19条 評議員会は、定時評議員会として毎事業年度終了後3か月以内に1回開催するほか、臨時評議員会として必要に応じて随時、開催する。

(招集)

第20条 評議員会は、理事会の決議に基づき代表理事が招集する。

2 評議員会を招集する場合には、理事会は、次の事項を決議しなければならない。

- (1) 評議員会の日時及び場所
- (2) 評議員会の目的である事項

3 評議員は、代表理事に対し、評議員会の目的である事項及び招集の理由を示して、評議員会の招集を請求することができる。

4 代表理事が欠けたとき又は代表理事に事故あるときは、あらかじめ理事会が定めた順序により他の理事が招集する。

(招集通知)

第21条 代表理事は、評議員会の日前の1週間前までに、前条第2項に掲げる事項を記載した書面によりその通知を発しなければならない。

2 前項に拘らず、評議員の全員の同意がある場合には、招集の手続きを経ることなく評議員会を開催することができる。

(議長)

第 22 条 評議員会の議長は、評議員会において互選する。

(決議)

第 23 条 評議員会の決議は、決議について特別の利害関係を有する評議員を除く評議員の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

2 前項の規定にかかわらず、次に掲げる事項の決議は、決議について特別の利害関係を有する評議員を除く評議員の 3 分の 2 以上に当たる多数をもって行う。

- (1) 監事の解任
- (2) 一般法第 198 条で準用する第 113 条に規定する役員の責任の一部免除
- (3) 定款の変更
- (4) 解散及び継続
- (5) 事業の全部又は一部の譲渡
- (6) 合併契約の承認
- (7) その他評議員会で決議するものとして、一般法又はこの定款で定められている事項

(決議の省略)

第 24 条 理事が、評議員会の目的である事項について提案した場合において、その提案について、議決に加わることのできる評議員の全員が書面または電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、その提案を可決する旨の評議員会の決議があったものとみなす。

(報告の省略)

第 25 条 理事が評議員の全員に対し、評議員会に報告すべき事項を通知した場合において、その事項を評議員会に報告することを要しないことについて、評議員の全員が書面または電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、その事項の評議員会への報告があったものとみなす。

(議事録)

第 26 条 評議員会の議事については、法務省令で定めるところにより、議事録を作成する。

2 議長及びその会議において議事録署名人として選任された者 2 名以上が、前項の議事録に記名押印する。

第6章 役員等

(役員)

第27条 この法人に、次の役員を置く。

- (1) 理事 8名以上10名以内
 - (2) 監事 2名以内
- 2 理事のうち1名を理事長とする。
 - 3 理事長以外の理事のうち3名以内を副理事長とする。
 - 4 理事長以外の理事のうち各1名を専務理事及び常務理事とする。
 - 5 理事長を代表理事とし、副理事長、専務理事及び常務理事を業務執行理事とする。

(役員を選任)

第28条 理事及び監事は、評議員会の決議により選任する。

- 2 理事長は、理事互選に基づき理事会決議により選任する。
- 3 副理事長、専務理事及び常務理事は、理事長の推薦を受け、理事会決議により理事の中から選任する。
- 4 監事は、この法人又はその子法人の理事又は使用人を兼ねることができない。

(理事の職務及び権限)

第29条 理事は、理事会を構成し、この定款の定めるところによりこの法人の業務の執行を決定する。

- 2 理事長は、この法人を代表し、この法人の業務を執行する。
- 3 副理事長は、理事長を補佐し、この法人の業務を執行する。
- 4 専務理事は、理事長及び副理事長を補佐し、この法人の業務を執行する。
- 5 常務理事は、この法人の業務を分担執行する。
- 6 代表理事及び業務執行理事は、業務執行の状況を毎年定期に年2回以上、4か月を超える間隔で開催する理事会において報告する。

(監事の職務及び権限)

第30条 監事は、理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより監査報告を作成する。

- 2 監事は、いつでも理事及び使用人に対して事業の報告を求め、この法人の業務及び財産の状況の調査をすることができる。

(役員任期)

第31条 理事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとし、再任を妨げない。

- 2 監事の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとし、再任を妨げない。
- 3 補欠として選任された役員の任期は、前任者の任期の残存期間と同一とする。
- 4 役員に欠員が生じた場合には、任期の満了又は辞任により退任した役員は、新たに選任され役員が就任するまでは、なお役員として権利義務を有する。

(役員解任)

第32条 役員が次の一に該当するときは、評議員会の決議によって、解任することができる。ただし、監事を解任する場合は、議決に加わることのできる評議員の3分の2以上に当たる多数の決議に基づいて行わなければならない。

- (1) 職務上の義務に違反し、又は職務を怠ったとき。
- (2) 心身の故障のため、職務の執行に支障があり、又はこれに堪えないとき。

(報酬等)

第33条 理事及び監事は、無報酬とする。ただし、常勤の理事など評議員会において定める「役員等の報酬及び費用に関する規程」で指定する者には報酬を支給することができる。

- 2 理事及び監事には、その職務を行うために要する費用の支払いをすることができる。
- 3 前2項に関し必要な事項は、評議員会において定める「役員等の報酬及び費用に関する規程」によることとする。

(会長、顧問及び相談役)

第34条 この法人に、会長及び顧問並びに相談役を若干名置くことができる。

- 2 会長及び顧問並びに相談役は、無報酬とする。
- 3 その他必要な事項は、理事会が別に定める。

第7章 理事会

(理事会)

第35条 この法人に、理事会を置く。

- 2 理事会は、すべての理事をもって構成する。

(理事会の職務及び権限)

第36条 理事会は、次の職務を行う。

- (1) 業務執行の決定
- (2) 理事の職務の執行の監督
- (3) 理事長、副理事長、専務理事、常務理事の選定及び解職

- (4) 評議員会の日時及び場所並びに目的である事項の決定
- (5) 規則の制定、変更及び廃止に関する事項

(開催)

第 37 条 理事会は、通常理事会と臨時理事会の 2 種類とする。

- 2 通常理事会は、毎年定期に、年 2 回以上開催する。
- 3 臨時理事会は、次の各号に該当する場合に開催する。
 - (1) 理事長が必要と認めたとき。
 - (2) 理事長以外の理事から会議の目的である事項を記載した書面をもって、招集の請求があったとき。
 - (3) 監事が必要と認めて理事長に招集の請求があったとき。
 - (4) 前 2 号の請求があった日から 5 日以内に、その請求があった日から 2 週間以内の日を理事会の開催日とする招集が発せられない場合に、その請求をした理事又は監事が招集するとき。

(招集)

第 38 条 理事会は、理事長が招集する。ただし、前条 3 項 4 号により招集する場合を除く。

- 2 理事長が欠けたとき又は理事長に事故あるときは、予め理事会において定めた順序に従い、他の理事が招集する。
- 3 理事長は、前条第 3 項第 2 号又は第 3 号に該当する場合は、その請求があった日から 5 日以内に、その請求の日から 2 週間以内の日を開催日とする臨時理事会を招集しなければならない。
- 4 前条第 3 項第 4 号による場合は、理事又は監事が招集する。
- 5 理事会を招集する者は、開催日の一週間前までに、各理事、各監事に対して会議の日時、場所、目的である事項を記載した書面をもって通知しなければならない。
- 6 前項の規定に拘らず、理事及び監事の全員の同意があるときは、招集の手続きを経ることなく理事会を開催することができる。

(議長)

第 39 条 理事会の議長は、理事長がこれに当たる。

- 2 理事長が欠けたとき又は理事長に事故あるときは、予め理事会において定めた順序に従い、他の理事が理事長を代行し、議長に当たる。

(決議)

第 40 条 理事会の決議は、議決に加わることができない理事を除く理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

- 2 決議について特別の利害関係を有する理事は、議決権を行使することができない。

(決議の省略)

第 41 条 理事が、理事会の決議の目的である事項について提案した場合において、その提案について、議決に加わることのできる理事の全員が書面または電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、その提案を可決する旨の理事会があったものとみなす。ただし、監事が異議を述べたときは、この限りではない。

(報告の省略)

第 42 条 理事又は監事が理事及び監事の全員に対し、理事会に報告すべき事項を通知した場合においては、その事項を理事会に報告することを要しない。ただし、第 29 条 6 項による代表理事及び業務執行理事による理事会報告については、この報告を省略することはできない。

(議事録)

第 43 条 理事会の議事については、開催日時及び場所、議事の経過の要領及びその結果、決議を要する事項について特別の利害関係を有する理事の氏名、議長の氏名その他法務省令で定める事項を議事録に記載又は記録し、出席した代表理事及び監事は、署名若しくは記名押印しなければならない。

第 8 章 定款の変更ほか

(定款の変更)

第 44 条 この定款は、評議員会において議決に加わることのできる評議員の 3 分の 2 以上に当たる決議によって変更することができる。

2 この法人の目的並びに評議員の選任及び解任の方法について変更する場合は、議決に加わることのできる評議員の 4 分の 3 以上に当たる決議を必要とする。

(合併等)

第 45 条 この法人は、評議員会において議決に加わることのできる評議員の 3 分の 2 以上に当たる決議により、他の一般法の法人との合併、事業の全部若しくは一部の譲渡をすることができる。

(解散)

第 46 条 この法人は、この法人の目的である事業の成功の不能その他法令の定める事由によって解散する。

(残余財産の処分等)

第 47 条 この法人が清算する場合において有する残余財産は、評議員会の決議により、この法人と類似の事業を目的とする他の公益法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

2 この法人は、剰余金の分配を行わない。

第 9 章 事務局

(事務局)

第 48 条 この法人の事務を処理するため、事務局を設置する。

2 事務局には、事務局長及び所要の職員を置く。

3 事務局長は、理事長が理事会の承認を得て任命する。

(備付書類及び帳簿)

第 49 条 事務局には、常に次に掲げる書類及び帳簿を備え置いておかなければならない。

- (1) 定款
- (2) 評議員及び役員の名簿
- (3) 認定、許可及び登記に関する書類
- (4) 評議員会及び理事会の議事に関する書類
- (5) 財産目録
- (6) 役員等の報酬規程
- (7) 事業計画書及び収支予算書
- (8) 事業報告書及び計算書類等
- (9) 監査報告書及び会計監査報告書
- (10) その他法令で定める帳簿及び書類

第10章 雑 則

(補 則)

第50条 この定款に定めるもののほかこの法人の運営に関する必要な事項は、理事会の決議により別に定める。

附 則

- 1 この定款は、一般法及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律(平成18年法律第49号、以下「認定法」という。)の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律(平成18年法律第50号、以下「整備法」という。)121条第1項において読み替えて準用する整備法第106条第1項に定める一般法人の設立の登記の日から施行する。
- 2 一般法及び整備法121条第1項において読み替えて準用する整備法第106条第1項に定める特例民法法人の解散の登記と、一般法人設立の登記を行ったときは、第9条の規定にかかわらず、解散の登記の日の前日を事業年度の末日とし、設立の登記の日を事業年度の開始日とする。
- 3 この法人の最初の評議員は、次のとおりとする。
評 議 員 赤塚 高之、井上 宏、大竹 清治、九重 達夫、黒田 正輝、
佐々木浩二、関谷 繁二、寺本 眞一、中川 満、中村 孝之、
根本 安俊、藤澤 利光、逸見 龍馬、村松 學、山田 吉孝
- 4 この法人の最初の代表理事、理事及び監事は、次のとおりとする。
代表理事 一戸 隆男
理 事 糸井 孝雄、伊藤 英明、一戸 隆男、金子 誠、久保 猛志、
佐川 竹男、原田 長治、中野 信博、湯淺 和博、渡邊 貴之
監 事 芦 八郎、星川 泰博
- 5 本定款に定めのない事項は、すべて一般法その他の法令に従う。